会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 5 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 115 号

会計規則の一部を改正する規則

会計規則(平成4年岩手県規則第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(整理区分)	(整理区分)
第120条 歳入歳出外現金等は、次の区分により整理しなけれ	第 120 条 歳入歳出外現金等は、次の区分により整理しなけれ
ばならない。	ばならない。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 保管金	(2) 保管金
ア〜オ [略]	ア〜オ [略]
	カ 仮納付された放置違反金に相当する金額
<u>力</u> [略]	<u>キ</u> [略]
(3)~(5) [略]	(3)~(5) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。